

# 平成 19 年政策評価実施結果報告書

～ 国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの結果の政策への反映状況～

平 成 2 0 年 7 月

国家公安委員会・警察庁

# 目 次

1	事前評価	1
2	事後評価	9
(1)	実績評価	9
(2)	事業評価	45
(3)	総合評価	45
(4)	過年度評価	46

1 事前評価

規制の名称	暴力的要求行為として規制する行為の追加	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>近年、暴力団の資金獲得活動はますます多様化・巧妙化しており、実質的にその経営に関与している暴力団関係企業を通じるなどして、金融業、産業廃棄物処理業、建設業等の各種事業活動に進出し、その威力を背景としつつも一般の経済取引を装って資金を獲得する傾向がみられる。こうした中で、暴力団は、各種事業の許認可、指導監督、公金支給等の権限を有する行政機関に対し、その権限を自己又は第三者の有利となるように行使させるような要求をする傾向が顕著になってきている。現行法では、行政機関に対し指定暴力団の威力を示して機関誌等の購読や賛助金の提供といった名目で不当に金品を要求する行為、各種契約の発注を要求する行為、債務の免除を要求する行為等については、暴力的要求行為として既に規制の対象としているが、近年の新たな傾向に対応し、不当な要求を抑止し、暴力団の資金源対策に資することを目的として、指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示して、行政庁に対し法令上の要件に該当しないにもかかわらず、自己又は自己の関係者がした申請について許認可等をするを要求する行為、国、地方公共団体等に対し、当該国、地方公共団体等が行う公共工事の入札について入札参加資格を有する者でないにもかかわらず、自己又は自己の関係者を入札に参加させることを要求する行為等を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条の暴力的要求行為として禁止される行為に追加する。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第9条第15号から第20号(新設)
想定される代替案	行政庁に対する許認可等を要求する行為等について指導・警告等により対処する。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
( 遵守費用 )	規制を受けることとなる指定暴力団員は行政庁等に対する不当要求を行うことができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。	指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。
( 行政費用 )	都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。	通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。
( その他の社会的費用 )	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	罰則を担保とした命令により行政庁等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができるものと考えられる。	任意手段である指導・警告等では、不当要求が十分に抑止されるとはいえない。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が行政庁等に対する不当要求が抑止され、指定暴力団の資金源に打撃を与えることができると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出した。	

規制の名称	指定暴力団員による損害賠償請求等の妨害行為の規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>指定暴力団員の不法行為により生命、身体又は財産が侵害された被害者が被害の回復を図ろうとするときや、暴力団事務所の近隣住民等で、指定暴力団員の各種迷惑行為により生活の平穏が害されているものが、事務所の撤去を求めようとするときは、民事上の請求による必要がある。しかし、その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい指定暴力団の構成員に対するそのような請求については、将来報復等のおそれがあるため、被害者が泣き寝入りをするケースも少なくない。請求者をこのような請求に対する妨害から保護することにより、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に権利を行使することに資することを目的として、今回新たに、指定暴力団員は、威迫、つきまといその他の不安を覚えさせるような方法で、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員がした不法行為による被害を回復するための損害賠償請求等を妨害してはならないこととし、都道府県公安委員会は、指定暴力団員がこれに違反する行為をしている場合には当該行為の中止のための命令を、指定暴力団員が請求者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法でこれに違反する行為をするおそれがあると認める場合には当該行為の防止のための命令をすることができることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第30条の2から第30条の4（新設）
想定される代替案	損害賠償請求等の妨害行為について指導・警告等により対処する。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
（遵守費用）	規制を受けることとなる指定暴力団員は損害賠償請求等に対する妨害行為ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。	指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。
（行政費用）	都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。	通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。
（その他の社会的費用）	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。	その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	罰則を担保とした命令により損害賠償請求等に対する妨害行為が抑止され、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に権利を行使することができるものと考えられる。	任意手段である指導・警告等では、損害賠償請求等に対する妨害行為が十分に抑止されるとはいえない。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が損害賠償請求等に対する妨害行為が抑止され、暴力団員がした不法行為により被害を受けた者が泣き寝入りすることを防ぎ、暴力団事務所の近隣住民等が平穏な生活を確保するために適切に権利を行使できると期待されることから、改正案の便益の方が大きいということが出来る。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出した。	

規制の名称	指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>指定暴力団には、対立抗争等において殺人等の罪を犯して服役した構成員が出所した場合、多額の功労金を出したり、検挙前の地位と比べて格段に高い地位を用意して迎え入れたり、放免祝いと称して各地から暴力団幹部を集めて盛大な祝いを開催するなどの慣行が存在するが、このような賞揚・慰労行為は将来の暴力行為を助長する結果となっている。指定暴力団員の将来の暴力行為を抑止し、市民生活の危険を未然に防止することを目的として、今回新たに、都道府県公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第30条の5（新設）
想定される代替案	対立抗争等に係る暴力行為の賞揚について指導・警告等により対処する。	
規制の費用	各要素の費用	
	（遵守費用）	<p>規制を受けることとなる指定暴力団員は対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する目的での金品等の供与・受供与ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。</p>
	（行政費用）	<p>都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。</p>
	（その他の社会的費用）	<p>その他の社会的費用として増加する費用は想定されない。</p>
規制の便益	各要素の便益	
	<p>罰則を担保とした命令により対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する行為が防止され、将来の対立抗争等における暴力行為が抑止されるものと考えられる。</p>	<p>任意手段である指導・警告等では、対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する行為が防止されず、将来の対立抗争等における暴力行為が十分に抑止されるとはいえない。</p>
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	<p>費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が将来の対立抗争等における暴力行為が抑止されると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。</p>	
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出した。</p>	

規制の名称	インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）に対する届出制の導入等の規制の強化を行い、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。</p> <p>【内容】 インターネット異性紹介事業に届出制度を創設し、それに伴う所要の措置を講ずる。また、事業者はインターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等（以下「禁止誘引行為」という。）に当たる書き込みがあることを知ったときは、当該書き込みを公衆が閲覧することができないようにするための措置（以下「防止措置」という。）をとらなければならないこととする。</p> <p>【必要性】 事業者の義務の確実な履行、ひいては適正な事業運営を担保するため行政処分の規定を置くが、個人情報保護の意識の高まりにより、事業者の情報の把握が困難となっているため、行政処分が極めて困難という問題があることから、届出制を導入し、事業者の情報を処分庁たる都道府県公安委員会が把握する必要がある。また、禁止誘引行為に当たる書き込みが一定期間ウェブサイトに掲載され続けた場合には、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為に影響を受けて同様の禁止誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがある。防止措置により、禁止誘引行為に当たる書き込みが速やかに削除されることが期待でき、また書き込んでもすぐに削除されるとなれば出会い系サイトを利用しようとする児童に対する抑止力になり、児童に関係する書き込みをきっかけとする児童被害の未然防止効果が見込まれるので、これを義務付けることが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第15条及び第18条
想定される代替案	行政処分等を行うために事業者を特定する必要があるとき、事業者との契約者情報を保有する者（アクセスプロバイダ、サーバ管理者等）に協力要請する方法を採用する。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
（遵守費用）	事業者には各種届出、防止措置等に伴う事務的負担が発生。	事業者の各種届出に伴う事務的負担は解消。一方、必要があるとき、本来、児童被害の防止につき責任を負う程度が軽い契約者情報を保有する者に行政庁に協力する事務的負担が発生。
（行政費用）	新たな行政費用は発生しない。	新たな行政費用は発生しない。
（その他の社会的費用）	その他の新たな社会的費用は発生しない。	その他の新たな社会的費用は発生しない。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	インターネット異性紹介事業の適正の確保が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害の防止が期待される。	事業者の特定できない場合、便益は減少する。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	インターネット異性紹介事業の適正化が図られ、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、インターネット異性紹介事業を行う者に各種届出、防止措置等に伴う事務的負担が発生するが、新たな金銭的な負担は発生せず、児童保護の観点から得られる便益に比して合理的な範囲の費用と考えられることから、本改正案は適切であると考えられる。代替案については児童被害の防止につき本来責任を負うべき事業者ではなく、相対的に責任の軽い者に負担がかかる上、事業者を特定できる確度も本改正案に比べて低いことから、代替案より優れている。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引	

	する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 169 回通常国会に提出した。
--	--

規制の名称	登録誘引情報提供機関制度の創設	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、児童による利用を防止するための民間活動の促進に関する措置等を講じ、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を行う。</p> <p>【内容】 禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、事業者に提供する業務（以下「誘引情報提供業務」という。）を行う者について登録制を導入し、一定の基準等（明確で行政庁の裁量の余地のないもの）を満たす者を登録誘引情報提供機関として登録し、守秘義務を課したうえで、事業者の連絡先等を提供する。</p> <p>【必要性】 事業者に対し禁止誘引行為に係る情報の存在を知らせることが重要であるが、誘引情報提供業務を行う者が禁止誘引行為に当たる書き込みを認知しても通報すべき事業者の連絡先等が分からないという問題があるところ、登録誘引情報提供機関制度を創設し、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が把握した事業者の連絡先等を登録機関に提供することでこの問題が解消され、事業者の防止措置の実施が十分に確保されることから、登録誘引情報提供機関制度の創設が必要である。また、登録誘引情報提供機関は、事業者の連絡先等の情報を受けることができるが、仮にこれらの秘密が漏れいすれば、登録誘引情報提供機関制度に対する国民及び事業者の信頼が失われ、同制度の円滑な運営が困難になることから、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととする必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第18条から第27条まで、第36条及び第37条
想定される代替案	誘引情報提供業務を行っている者すべての者の求めに応じ、事業者の連絡先等を提供する。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
（遵守費用）	登録誘引情報提供機関として登録を受ける者は、登録免許税法に基づき、1万5千円の費用が発生。	登録誘引情報提供機関として登録を受ける者の、登録免許税法に基づく費用は解消。
（行政費用）	新たな行政費用は発生しない。	新たな行政費用は発生しない。
（その他の社会的費用）	その他の新たな社会的費用は発生しない。	誘引情報提供業務を行っている者で事業者の連絡先等の提供を受けた者の中には、事業者の連絡先等の情報を適正に取り扱うことができない者もいることが考えられ、その場合、事業者が過大な不利益を被る。
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	登録誘引情報提供機関が認知した禁止誘引行為に当たる書き込みについて、事業者が防止措置をとるため、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害の防止が期待される。	誘引情報提供業務を適正に行う意思及び能力のない者にも事業者の連絡先等が提供されることから、事業者の連絡先等の情報が漏れいする可能性も否定できず、そうした場合、誘引情報提供業務の信頼性が損なわれ事業による防止措置が適正に行われなことが考えられるが、もし、適正に行われれば、便益に差はない。
政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）	事業者の禁止誘引行為に係る防止措置が適切に行われ、インターネット異性紹介事業において禁止誘引行為に当たる書き込みが減少し、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童の犯罪被害が防止される。一方、登録誘引情報提供機関制度を活用しようとする誘引情報提供業務を行う者に1万5千円の費用が発生するがその他特段の金銭的負担は発生せず、得られる便益と比較して十分に正当化される範囲の費用であることから、本改正案は適切であると考えられる。代替案については事業者の連絡先等の情報が誘引情報提供業務を行う者以外にまで提供されるおそれがあり、事業者が過大な不利益を被ることになることが	

	ら、代替案より優れている。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第 169 回通常国会に提出した。

規制の名称	児童に係る異性交際の誘引の禁止の拡充	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【目的】 インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童売春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、現行法を改正し、児童に係る異性交際の誘引の禁止範囲を拡充し、インターネット異性紹介事業の利用に起因した児童の犯罪被害防止を図る。</p> <p>【内容】 禁止誘引行為のうち、性交等又は対償を伴わない誘引についても禁止する（罰則はなし。なお、現行法で、性交等又は対償を伴うものについては既に罰則付きで禁止されている。）</p> <p>【必要性】 現行法では禁止されていない児童に係る異性交際の誘引行為（性交等及び対償を伴わない誘引行為）についても、当該禁止誘引行為に応じ、又は当該禁止誘引行為を見て同様の誘引行為に影響を受けて同様の誘引行為を行う児童一般に被害を及ぼすおそれがあり、かつ、そのような誘引行為を契機として児童買春等の児童に係る犯罪被害が、既に禁止されている誘引を契機とした被害と同程度発生しているところ、これを禁止する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第6条及び第16条
想定される代替案	特になし。	
規制の費用	各要素の費用	
	（遵守費用）	新たな遵守費用は発生しない。
	（行政費用）	新たな行政費用は発生しない。
	（その他の社会的費用）	その他の新たな社会的費用は発生しない。
規制の便益	各要素の便益	
	インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。	
政策評価の結果 （費用と便益の関係の分析等）	インターネット異性紹介事業を利用して行う児童に係る異性交際の誘引行為を禁止することにより、当該誘引行為を契機とした児童買春等の児童に係る犯罪被害の発生を抑制することが期待される。一方、現行法において既に児童のインターネット異性紹介事業の利用は認められていないため、本改正案に係る費用は実質的にないと言える。よって、本改正案の導入は適切であると考えられる。	
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果、当該規制の新設は妥当であるとの結論を得たことから、当該規制の新設を内容の一部とする「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会に提出した。	

## 2 事後評価

### (1) 実績評価

<p>施策名</p>	<p>市民生活の安全と平穩の確保 安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の推進</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>街頭・侵入犯罪に代表される国民が身近に感じる犯罪や子どもが被害者となる犯罪等の未然防止を図るため、ハード・ソフト両面における各種防犯対策等の施策を推進し、国民が安全にかつ安心して暮らせる社会を実現する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 業績指標 及び は、共に達成されていることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策は推進されたと認められる。 しかし、業績指標 は、依然として高い水準にあることから、安全・安心なまちづくりのための犯罪予防対策の更なる推進が必要であると考えます。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 主な街頭犯罪及び侵入犯罪の認知件数を更に減少させるため、今後とも上記の施策を推進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標 街頭犯罪・侵入犯罪等の発生状況(街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数) 達成目標： 街頭犯罪・侵入犯罪等の認知件数を前年よりも減少させる。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中の主な街頭犯罪の認知件数は94万3,614件と、17年に比べ14万2,883件(13.2%)減少し、また、18年の主な侵入犯罪の認知件数も23万8,389件と、17年に比べ4万3,110件(15.3%)減少し、目標を達成した。</p> <p>業績指標 防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組状況 達成目標： 防犯ボランティア団体の活動の活性化に向けた取組みを強化する。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年末現在、防犯ボランティア団体は17年末から約1万2,000団体増加し、約3万2,000団体となった。青色回転灯を装備して防犯パトロールに運用される自動車数も、17年末から5,930台増加し1万3,141台となった。また、防犯ボランティア団体の月間平均活動日数についても、「30日以上」又は「20日から29日まで」の団体の割合が、17年末は、それぞれ8.8%、19.9%であったが、18年末現在では、10.5%、26.1%と増加している。したがって、目標を達成した。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、安全・安心なまちづくりを推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを守る防犯ボランティア支援のための施策 (平成20年度予算：192百万円[19年度予算：155百万円])</li> <li>街頭緊急通報システム等の整備 (平成20年度予算：101百万円[19年度予算：178百万円])</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画(犯罪対策閣僚会議決定)</p>	<p>平成15年12月</p>	<p>第1&lt;平穩な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止&gt;</p>
	<p>安全・安心なまちづくり全国展開プラン(犯罪対策閣僚会議決定)</p>	<p>平成17年6月</p>	<p>第1&lt;住民参加型の安全・安心なまちづくり全国展開&gt; 第2&lt;住まいと子どもの安全確保&gt;</p>
	<p>犯罪から子どもを守るための対策(犯罪対策閣僚会議報告)</p>	<p>平成18年12月</p>	<p>第1章&lt;登下校時の安全確保等のための対策&gt; 第2章&lt;犯罪から子どもを守るための総合対策&gt;</p>
	<p>子ども安全・安心加速化プラン(犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承)</p>	<p>平成18年6月</p>	<p>&lt;地域の力で子どもを非行や犯罪被害から守る&gt; &lt;子どもが非行・犯罪被害に巻き込まれない力を地域で育む&gt;</p>

施策名	市民生活の安全と平穩の確保 地域警察官による街頭活動の推進		
施策の概要	警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の解消による交番機能の強化、通信指令システムの強化等を推進し、地域に密着した活動を行っている地域警察官の街頭活動を強化する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 は、目標を達成し、19年が達成年とされている業績指標 についても、「空き交番」の解消に向けて、17年に比べて空き交番数が大きく減少していることから、地域警察官による街頭活動の強化が推進されたと認められる。</p> <p>しかし、治安に対する国民の不安が払しょくされず、いわゆる体感治安についてはいまだ国民が求める水準に至っていないことから、地域警察官による街頭活動の強化の更なる推進が必要であると考える。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>国民の犯罪に対する不安を払しょくするため、地域警察官によるパトロールを始めとする地域に密着した街頭活動等を強化するとともに、その体制の確立を図ることにより、犯罪の抑止と検挙に努める。</p> <p>また、国民に信頼される強じんな執行力を備えた精強な第一線を構築するため、現場執行力の向上、装備資機材の整備等を図る。</p>		
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数</p> <p>達成目標： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数を前年よりも増加させる。</p> <p>基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果： 地域警察官の職務質問による刑法犯及び特別法犯検挙件数は、増加傾向にあり、18年中は19万5,096件(刑法犯検挙件数15万6,189件、特別法犯検挙件数3万8,907件)と、17年に比べ5,699件(3.0%)増加し、目標を達成した。</p>		
	<p>業績指標 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」の数</p> <p>達成目標： 地域警察官の不在が常態化しているいわゆる「空き交番」を解消する。</p> <p>基準年：16年 達成年：19年</p> <p>効果の把握の結果： 地域警察官の不在が常態化している「空き交番」は、17年4月1日現在では、全国に1,222箇所あったが、18年4月1日現在、268箇所まで減少し、目標達成に向けた取組みが推進された。(参考：19年4月、すべての都道府県警察で「空き交番」の解消計画が達成された。)</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、国民に信頼される強靱な執行力を備えた第一線警察を構築するため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域警察官の防弾資機材の整備 (平成20年度予算：236百万円[19年度予算：111百万円])</li> <li>地域警察官の現場執行力を強化するための資機材の整備 (平成20年度予算：314百万円[19年度予算：394百万円])</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	来年度、3,500人の警察官を増員し、「空き交番」の解消に全力を挙げ、「世界一安全な国」の復活を目指します。
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	一昨年4月に200か所あった空き交番は、1年間で700か所解消しました。平成19年春までの3年間に「空き交番」をゼロにします。
	第166回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成19年1月26日	全国各地域の防犯ボランティアのパトロールなどの活動を支援するとともに、本年春までに「空き交番ゼロ」を実現するなど「世界一安全な国、日本」の復活を目指します。
犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1<平穩な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>1(9)、(10)、(12)	

施策名	市民生活の安全と平穩の確保 少年非行防止・保護総合対策の推進
施策の概要	少年犯罪の取締りを強化するとともに、少年非行を未然に防止し、非行少年の立ち直りを支援するなど、少年非行防止のための多角的な取組みを推進する。 また、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みを推進する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>          （評価の結果）          業績指標及び業績指標は、共におおむね達成されていることから、少年非行防止・保護総合対策は、おおむね推進されたと認められる。          しかしながら、少年による社会の耳目を集める重大な事件が後を絶たないこと、刑法犯少年の再犯者数及び再犯者の人口比は減少しているものの、初犯者に比べ減少率が低く、更なる取組みの余地が認められることなどから、今後とも少年の非行防止と立ち直りに配慮した施策の充実が必要であると考えられる。          また、福祉犯の被害少年数は減少したものの、児童ポルノ事件や児童虐待事件は増加していることから、福祉犯の取締りと被害少年保護対策の推進が必要であると考えられる。          （評価の結果の政策への反映の方向性）          少年非行情勢は依然として予断を許さない状況にあり、少年の規範意識の醸成等の非行防止対策と共に、立ち直り支援等の再非行防止対策を推進することとする。          また、福祉犯の被害少年数は、減少したものの、児童買春・児童ポルノ事犯等の被害少年数は依然として高水準にあることから、児童買春・児童ポルノ事犯等の福祉犯の取締りを推進するとともに、インターネット上の違法・有害情報対策等、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととする。児童虐待対策についても、関係機関との連携強化による児童の安全の確認及び安心の確保を最優先とした対応の徹底に取り組むこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b></p> <p><b>業績指標</b>          少年非行防止のための多角的な取組みの推進状況（不良行為少年の補導人員、刑法犯少年の検挙人員、非行少年の立ち直り支援事例等）  <b>達成目標：</b>          少年非行の防止を図る。          基準年：17年 達成年：18年  <b>効果の把握の結果：</b>          18年中の補導人員は142万7,928人と、17年に比べ増加（4.4%）しており、街頭補導活動の中で積極的に不良行為少年の発見に努め、不良行為の段階での的確な助言又は指導を行うことにより少年の立ち直りを促したこと、関係機関・ボランティア等と連携した様々な活動により少年の健全育成が促進されたこと、18年中の刑法犯少年の検挙人員は11万2,817人と、17年に比べ減少（8.8%）したことなどから、少年非行防止のための多角的な取組みは推進され、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p><b>業績指標</b>          福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みの推進状況（福祉犯の被害少年の数、児童虐待の被害児童数等）  <b>達成目標：</b>          犯罪被害等から少年を保護する。          基準年：17年 達成年：18年  <b>効果の把握の結果：</b>          非行防止教室等における被害防止に係る広報啓発活動等により、18年中の福祉犯や児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の被害少年数は7,258人と、17年に比べ減少（4.8%）し、また、取締りを推進した結果、18年中の福祉犯や児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件の検挙件数は7,164件と、17年に比べ増加（4.8%）した。          さらに、16年における児童虐待の防止等に関する法律の一部改正後、児童相談所等との連携強化が図られた。児童虐待事件の検挙件数等が増加（18年中の検挙件数は297件と、17年に比べ増加（33.8%））したことを踏まえ、被害少年への支援体制の充実が図られ、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護に向けた取組みの強化が図られた。          これらのことから、福祉犯を始めとする犯罪被害等から少年を保護するための取組みがおおむね推進されており、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	触法少年への警察の調査権限を明確化するなどした少年法等の一部を改正する法律の施行（平成19年11月1日）に伴い、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）を一部改正して、触法調査及びぐ犯調査における配慮規定等を整備したほか、触法調査の具体的な実施要領を執務資料としてとりまとめ、少年の特性に配慮した警察活動の強化を図ることとした。 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行（平成20年4月1日）に伴い、都道府県警察に留意事項を指示するとともに、児童虐待事案への対応要領を執務

	<p>資料としてとりまとめ、関係機関と連携した児童の安全の確認及び安全の確保を最優先とした対応の徹底に取り組むこととした。</p> <p>子どもの携帯電話等におけるフィルタリングの更なる普及促進のための啓発活動に取り組むよう都道府県警察に指示し、子どもを取り巻く有害環境対策の充実及び被害防止のための広報啓発活動を行うこととした。</p> <p>評価の結果を踏まえ、少年非行防止・保護対策を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>少年等の立直り支援の充実強化 (平成 20 年度予算：6 百万円 [新規])</li> <li>問題を抱える少年を支援するボランティア活動の活性化に関する調査研究 (平成 20 年度予算：3 百万円 [新規])</li> </ul> <p>平成 20 年度地方財政計画において、スクールサポーターの導入に要する経費の措置を要望 低年齢の少年の非行等に的確に対処するための定員を要求</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>青少年育成施策大綱(青少年育成推進本部決定)</p>	<p>平成 15 年 12 月</p>	<p>4 - (2)(3)、5 - (3)(4)、6 - (1)(4)</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成 15 年 12 月</p>	<p>第 1 - 3、第 2</p>
	<p>犯罪から子どもを守るための対策</p>	<p>平成 17 年 12 月</p>	<p>第 1 章 - 第 2 節 - 2 (2)、第 2 章 - 第 1 節 - 2 (2)、3 (1)</p>
<p>子ども安心・安全加速化プラン</p>	<p>平成 18 年 6 月</p>	<p>- 4、 - 1、</p>	

<p>施策名</p>	<p>市民生活の安全と平穩の確保 良好な生活環境を保持するための諸対策の推進</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づき、風俗営業者等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者の自主的な健全化のための施策を支援し、業務の適正化を図るなど、良好な生活環境を保持するための諸対策を推進する。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  （評価の結果）  業績指標及びは、共に達成されていることから、良好な生活環境を保持するための諸対策は推進されたと認められる。  （評価の結果の政策への反映の方向性）  業績指標は達成されたものの、依然として風俗営業等に対する行政処分の対象となる違反行為や風俗関係事犯は多数発生していることから、引き続き上記諸対策を推進し、良好な生活環境の保持を図ることとする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  風俗営業等に対する行政処分件数  達成目標：  風営適正化法に基づく行政処分件数を前年よりも増加させる。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  18年中の風営適正化法に基づく行政処分件数は8,599件と、17年に比べ833件（10.7%）増加し、目標を達成した。</p> <p>業績指標  風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員  達成目標：  風俗関係事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  18年中の風俗関係事犯の検挙件数は7,922件、検挙人員は8,667人と、17年に比べそれぞれ582件（7.9%）、513人（6.3%）増加し、目標を達成した。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、良好な生活環境を保持するための諸対策を推進するための経費を予算措置した。  ・ 風俗行政関係執務資料の印刷製本  （平成20年度予算：4百万円 [19年度予算：4百万円]）</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>

施策名	市民生活の安全と平穩の確保 経済犯罪・環境犯罪対策の推進		
施策の概要	経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りと被害防止対策を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 は達成が不十分であるものの、業績指標 及び は達成されていることから、経済犯罪・環境犯罪対策はおおむね推進されたと認められる。  達成が不十分だったヤミ金融事犯については、近年手口が巧妙化しており、検挙件数を増加させられなかったことから、対策を講ずる必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  経済活動を侵害し、国民の日常生活に影響を及ぼす犯罪及び環境を破壊する犯罪の取締りと被害防止対策を更に推進する。  特に、ヤミ金融事犯については、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律が 18 年 12 月に成立し、その附則において、違法な貸金業を営む者に対する取締りの強化を掲げていることを踏まえ、都道府県警察に対し、改正内容に関する教育を徹底するとともに、15 年に各都道府県警察に設置したヤミ金融事犯集中取締本部を充実強化するなどして、生活安全部門、暴力団対策部門を始めとする関係部門が総合力を発揮できる体制を構築し、取締りを強化する。  また、関係省庁、消費者団体等と連携して、政府広報の実施、テレビ番組の放映、広報啓発用リーフレットの配布等を行い、ヤミ金融、悪質商法等の被害の抑止に向けた広報啓発活動を更に推進する。</p>		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  ヤミ金融事犯（注 1）の検挙件数及び検挙人員  注 1：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反（高金利）事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件  達成目標：  ヤミ金融事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。  基準年：17 年 達成年：18 年  効果の把握の結果：  18 年のヤミ金融事犯の検挙人員は 710 人で、17 年に比べ 4 人（0.6%）増加したが、検挙事件数は 323 事件で、17 年に比べ 16 事件（4.7%）減少しており、目標の達成は十分とは言えない。</p>		
	<p>業績指標  特定商取引等事犯（注 2）の検挙件数及び検挙人員  注 2：特定商取引に関する法律違反事件及び特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。）に関連した詐欺、恐喝等の事件  達成目標：  特定商取引等事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。  基準年：17 年 達成年：18 年  効果の把握の結果：  18 年の特定商取引等事犯の検挙事件数は 138 事件、検挙人員は 385 人で、17 年に比べ、それぞれ 14 事件（11.3%）、55 人（16.7%）増加し、目標を達成した。</p>		
	<p>業績指標  廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員  達成目標：  廃棄物事犯の検挙件数及び検挙人員を前年よりも増加させる。  基準年：17 年 達成年：18 年  効果の把握の結果：  18 年の廃棄物事犯の検挙事件数は 5,301 事件、検挙人員は 6,852 人で、17 年に比べ、それぞれ 1,178 事件（28.6%）、1,124 人（19.6%）増加し、目標を達成した。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、経済犯罪・環境犯罪対策を推進するための経費を予算措置した。  ・ 生活経済事犯関係執務資料の印刷製本  （平成 20 年度予算：3 百万円 [19 年度予算：5 百万円]）</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第 4 - 3 - (3) ヤミ金融事犯の徹底した取締り

<p>施策名</p>	<p>犯罪捜査の的確な推進 重要犯罪に係る捜査の強化</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>重要犯罪（注1）の認知件数は、平成15年をピークに減少傾向にあるが、この傾向を確実に定着させるために、これらの犯罪の検挙を推進する。 注1：殺人、強盗、放火、強姦、略取・誘拐、人身売買及び強制わいせつをいう。</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> （評価の結果） 業績指標については、重要犯罪の認知件数は大きく減少し、検挙件数にも減少がみられるが、検挙率が向上したことから、重要犯罪の検挙はおおむね推進されたと認められる。また、業績指標については、プロファイリング実施件数が大幅に増加し、積極的な活用が図られたと認められる。これらのことから、重要犯罪に係る捜査は、おおむね強化されたと認められる。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要犯罪に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 業績指標 重要犯罪の認知及び検挙の状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等） 達成目標： 重要犯罪の検挙を推進する。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中の重要犯罪認知件数は17年に比べ8.5%減少し、検挙件数及び検挙人員もそれぞれ、2.9%、6.6%減少がみられるが、検挙率は3.4ポイント上昇したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標 プロファイリングの実施数等 達成目標： プロファイリングの積極的な活用を図る。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中のプロファイリングの実施件数は17年に比べ44件（75.9%）増加し、目標は達成されたと認められる。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き重要犯罪に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 （平成20年度予算 2,188百万円[19年度予算：2,400百万円]）</li> <li>・ 警察総合捜査情報システムの更新・拡充 （平成20年度予算 628百万円[19年度予算：369百万円]）</li> <li>・ DNA型鑑定基盤の強化 （平成20年度予算：669百万円[19年度予算：523百万円]）</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項（抜粋）</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成15年12月</p>	<p>第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 2 -</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成15年12月</p>	<p>第5 治安回復のための基盤整備 -</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成15年12月</p>	<p>第5 治安回復のための基盤整備 - 36</p>

施策名	犯罪捜査の的確な推進		
	重要窃盗犯に係る捜査の強化		
施策の概要	重要窃盗犯（注1）は国民に大きな不安を与えるものであるため、その検挙を推進する。 注1：侵入窃盗、自動車盗、ひったくり及びすり等をいう。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（評価の結果） 業績指標 は、おおむね達成されていることから、重要窃盗犯に係る捜査はおおむね強化されたと認められる。</p> <p>（評価の結果の政策への反映の方向性） 国民の不安を払しょくするため、引き続き、重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るための取組みを推進する。</p>		
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標 重要窃盗犯の認知及び検挙状況（認知件数、検挙件数、検挙人員、検挙率等）</p> <p>達成目標： 重要窃盗犯の検挙を推進する。 基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果： 18年中の重要窃盗犯認知件数は17年に比べ16.8%減少し、検挙件数及び検挙人員もそれぞれ4.1%、3.3%減少したものの、検挙率は5.9ポイント上昇したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き重要窃盗犯に係る捜査の強化を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車ナンバー自動読取システムの更新・拡充 （平成20年度予算 2,188百万円[19年度予算：2,400百万円]）</li> <li>・ 警察総合捜査情報システムの更新・拡充 （平成20年度予算 628百万円[19年度予算：369百万円]）</li> <li>・ DNA型鑑定基盤の強化 （平成20年度予算：669百万円[19年度予算：523百万円]）</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	記載事項（抜粋）	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1 平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止 2 -
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第5 治安回復のための基盤整備 -

施策名	犯罪捜査の的確な推進 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化		
施策の概要	贈収賄事件、公職選挙法違反事件、企業幹部らによる組織的詐欺事件等は、我が国の社会・経済に対する信頼を根底から覆すものであることから、このような不正の追及を強化する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 について達成されたという点においては、政治・行政・経済の構造的不正事案の追及は強化されたと認められるが、引き続き構造的不正の追及を強化する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>政治・行政・経済の構造的不正事案の摘発が依然として続いており、これら不正の追及を求める国民の期待は依然として高いことから、引き続き、研修内容の充実や捜査員の育成強化に努めるとともに、不正の実態に応じて刑罰法令を幅広く適用するよう指導するなどして不正の追及の強化を推進する。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標          政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙状況(検挙事件数等)</p> <p>達成目標：          政治・行政・経済の構造的不正事案の検挙を推進する。          基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果：          18年中の政治・行政をめぐる不正事案(公職選挙法違反事件を除く。)の検挙事件数は119件と、17年に比べ35件増加し、金融・不良債権関連事犯の検挙事件数も127件と、17年に比べ11件増加し、社会的反響の大きい犯罪の検挙事例もみられたことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知能犯関係執務資料の印刷製本 (平成20年度予算：5百万円[19年度予算：5百万円])</li> <li>・ 財務捜査研修科の新設 (平成20年度予算：2百万円[新規])</li> <li>・ 投資関係犯罪捜査の強化のための定員を要求</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
<div style="border-top: 1px dashed black; border-bottom: 1px dashed black; height: 50px;"></div>			

施策名	犯罪捜査の的確な推進 「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化		
施策の概要	最近、「振り込め詐欺（恐喝）」（注1）を始め、被害者に対面することなく、現金を自己の管理する預貯金口座に振り込ませるなどしてだまし取る、匿名性の高い知能犯罪が急激に増加している。これらの犯行手口は、一層巧妙化又は多様化し、国民の間に甚大な被害が生じていることから、捜査活動を強化するとともに、予防活動を強化する。 注1：いわゆるオレオレ詐欺（恐喝）、架空請求詐欺（恐喝）及び融資保証金詐欺をいう。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>（評価の結果）          業績指標 について達成されたという点においては、「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動は強化されたと認められるが、引き続き「振り込め詐欺（恐喝）」等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動を強化する必要がある。</p> <p>（評価の結果の政策への反映の方向性）          「振り込め詐欺（恐喝）」の認知件数は前年に比べ減少したものの、依然として高い水準で推移しており、国民の不安は払しょくされるに至っていないと考えられることから、引き続き、捜査活動及び予防活動の強化を図る。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標          「振り込め詐欺（恐喝）」の認知及び検挙状況（認知件数、被害総額、検挙件数等）</p> <p>達成目標：          「振り込め詐欺（恐喝）」の予防活動及び検挙を推進する。          基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果：          18年中の「振り込め詐欺（恐喝）」の認知件数は1万8,538件（うち既遂1万8,182件）、被害額は249億7,840万9,229円で、17年に比べ、認知件数は3,074件（うち既遂1,658件）、被害額は1億7,345万8,175円減少した。また、検挙件数は2,974件、検挙人員は761人で、17年に比べ、検挙件数は435件増加し、検挙人員は58人減少した。したがって、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、引き続き振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化を図るために必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域知能犯罪捜査のための装備資機材の整備            （平成20年度予算：22百万円 [19年度予算：57百万円]）</li> <li>・ 振り込め詐欺助長犯罪に対する市民協力の確保（情報提供依頼ポスター）            （平成20年度予算：3百万円 [新規]）</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第1<平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止>2 -

施策名	犯罪捜査の的確な推進 科学的な捜査の推進		
施策の概要	科学技術の急速な進展、情報化社会の著しい進展等に的確に対処するために、鑑識資機材の充実、鑑識技術への先端的な科学技術の導入等を図ることにより、科学的な捜査を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 及び業績指標 については目標を達成、業績指標 及び業績指標 についてもおおむね達成しており、事件の解決に貢献した事例も多くみられたことから、科学的な捜査はおおむね推進されたと認められる。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  今後とも科学的な捜査を一層推進していくため、DNA型記録検索システムのオンライン化等の捜査用資機材、鑑識資機材の整備・充実や体制の強化を図る。  また、指掌紋自動識別システム等の鑑識関係システムを有効に活用するとともに、現場鑑識活動の更なる強化に向けて取組みを進めていくこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  DNA型鑑定の活用状況（鑑定事件数等）  達成目標：  DNA型鑑定の犯罪捜査における積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  18年中のDNA型鑑定事件数は1万1,819件と、17年に比べ6,068件（105.5%）増加し、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  DNA型記録検索システムの活用状況（活用件数等）  達成目標：  DNA型記録検索システムの犯罪捜査における積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  余罪照会により18年中に被疑者が確認された事件数は681件と、17年に比べ530件（350.9%）増加した。同じく18年中に同一犯行と確認された事件数も、794件と、17年に比べ595件（298.9%）増加した。したがって、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  掌紋自動識別システムの活用状況（照会件数、確認件数等）  達成目標：  掌紋自動識別システムの犯罪捜査における積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  18年中の遺留掌紋照会件数は2万992件と、17年に比べ1,232件（5.5%）減少し、遺留掌紋確認件数についても、18年中の確認件数は2,487件と、17年に比べ1件（0.04%）減少した。しかしながら、その活用が定着している中で、ほぼ昨年並みであることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  画像処理装置の活用状況（画像処理件数等）  達成目標：  画像処理装置の犯罪捜査における積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  18年中の画像処理件数は3万6,662件と、17年に比べ551件（1.5%）増加し、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き科学的な捜査の推進を図るために必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ DNA型鑑定基盤の強化  （平成20年度予算：669百万円[19年度予算：523百万円]）</li> <li>・ ライブスキャナの更新  （平成20年度予算：327百万円[19年度予算：449百万円]）</li> <li>・ 第一線警察における科学捜査力の強化  （平成20年度予算：299百万円[19年度予算：300百万円]）</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なも	施政方針演説等 第164回国会における国家公安委員会委員長所信表明	年月日 平成18年2月15日	記載事項（抜粋） DNA型鑑定等先進的な科学技術を活用して被疑者の早期検挙を図ります。

の)

犯罪に強い社会の実現のための  
行動計画

平成 15 年 12 月

第 5 治安回復のための基盤整備

-

施策名	組織犯罪対策の推進 暴力団犯罪等被害の防止と回復
施策の概要	暴力団は、市民生活等に介入して違法・不当な利益を図るなど国民に不安を与えていることから、暴力団犯罪等被害を防止するとともに、民事訴訟支援の推進等による被害回復を強化する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 業績指標 はおおむね達成され、業績指標 は達成されているが、業績指標 は達成が不十分であることから、暴力団犯罪等の被害防止と回復の対策は十分に推進されたものとは言い難い。 したがって、相談を端緒とする事件の積極的な検挙と被害の未然防止活動を連動させて推進する必要がある。また、民事訴訟支援件数が減少しているため、引き続き、弁護士会との連携の強化、担当職員の研修及び都道府県センターの機能の充実を図る必要がある。 なお、業績指標 の行政命令発出件数、援助の措置件数及び の民事訴訟支援件数がいずれも減少しているが、これは暴力団員の総数の減員（18年未現在は8万4,700人と、17年に比べ1,600人（1.9%）減少）や事件検挙件数の増加等によるものと考えられる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 暴力関係相談については、その内容に応じ、検挙、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」という。）に基づく命令の発出又は暴力的要求行為等の相手方に対する援助の措置を行うほか、企業における反社会的勢力による被害防止のための指針の策定を進めるなど、暴力団犯罪等被害の防止と回復に係る取組みを積極的に推進する。 また、行政命令の発出、援助の措置等について、より積極的な取組みを図るため、全国規模で実施している全国行政命令担当者研修会及び暴力団排除対策専科により教育の徹底を図るとともに、引き続き、都道府県センター相談員等への指導を強化する。</p>
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 業績指標 暴力団関係相談への対応状況（相談の受理件数並びに相談を端緒とした刑事事件の検挙状況及び行政命令の発出状況）及び援助の措置の実施状況 達成目標： 暴力団関係相談を適切に行い、相談を端緒とした刑事事件の検挙及び行政命令の発出を推進するとともに、援助の措置の積極的な活用を図る。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中の暴力関係相談の受理件数は横ばい（3万6,172件。17年に比べ1,048件（3.0%）増加）で推移する中、相談を端緒とした行政命令の発出件数（1,127件。17年に比べ85件（7.0%）減少）及び援助の措置の件数（32件。17年に比べ21件（39.6%）減少）が減少したものの、相談を端緒とした事件検挙件数が大幅に増加（1,398件。17年に比べ515件（58.3%）増加）していることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 暴力団犯罪被害の未然防止のための援助活動の実施状況（不当要求防止責任者数、責任者講習実施回数及び責任者講習受講者数） 達成目標： 責任者講習の積極的な展開を図る。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 責任者講習の実施回数（1,768回。17年に比べ32回（1.8%）増加）、不当要求防止責任者数（40万8,055人。17年に比べ2万1,154人（5.5%）増加）及び責任者講習受講者数（6万9,758人。17年に比べ1,713人（2.5%）増加）はいずれも増加したことから、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 弁護士会、暴力追放運動推進センター等との連携状況（民事訴訟支援件数等） 達成目標： 関係機関との積極的な連携及び連携による各種民事訴訟支援の積極的な展開を図る。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 支援件数は減少（94件。17年に比べ40件（29.9%）減少）しているが、被害者や地域住民の意思に大きく左右される要素を併せ持っていることも考慮する必要がある。また、個々の支援内容を見ると、中・長期的展望を持って、全国的に展開し、損害賠償請求、事務所撤去等、暴力団の組織の維持に極めて大きな打撃を与えているなど、効果的な取組み事例がみられるものの、暴力団を弱体化・壊滅するためには、更なる支援の活発化が求められるところであり、目標の達成が十分とは言い難い。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策を推進するため、民間警備、保護対策用捜査支援資機材の整備について必要な経費を予算措置した。 (平成20年度予算：80百万円〔新規〕)</p>

・ 暴力団の存立基盤の弱体化を推進するための定員を要求			
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第 4 - 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	安全・安心なまちづくり全国展開プラン	平成 17 年 6 月	第 3 - 1 -
	第 161 回内閣総理大臣国会所信表明演説	平成 16 年 10 月 12 日	「暮らしの安心と安全」

施策名	組織犯罪対策の推進 暴力団資金源対策の徹底
施策の概要	資金獲得活動を社会経済情勢の変化に対応して多様化・不透明化させ、不法収益を得ている暴力団等の資金源対策を徹底する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 は達成され、業績指標 はおおむね達成されたものの、業績指標 及び業績指標 は達成が不十分であることから、暴力団資金源対策は、十分推進されたとは言い難い。また、依然として、暴力団等は、資金獲得活動を社会経済情勢の変化に応じ多様化・不透明化させていることから、その実態を把握した上で、資金獲得犯罪の取締りの徹底と経済活動からの暴力団排除を強力に推進して、暴力団等への資金流入を遮断していく必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  暴力団構成員等による資金獲得犯罪の取締り、マネー・ローンダリング規定の適用及び暴力団対策法に基づく行政命令の発出を積極的に行い、民間企業においても暴力団等を排除するための指針を策定するよう働き掛けるなど、社会経済活動全般から暴力団を排除する施策を効果的に推進していくこととする。また、19年4月に施行された犯罪による収益の移転防止に関する法律を活用し、資金源対策に積極的に取り組んでいくこととする。</p>
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  <b>業績指標</b>  暴力団構成員等による伝統的資金獲得犯罪及び近年多様化している各種資金獲得犯罪の検挙状況(検挙人員等)  達成目標：  資金獲得犯罪に対する検挙を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  <b>効果の把握の結果：</b>  暴力団の新たな活動実態を把握して、資金のはく奪を念頭に置いた取締りを推進した(貸金業：17年に比べ27人(16.7%)増加。廃棄物処理業：17年に比べ26人(13.1%)増加。なお、金融・不良債権関係は、17年に比べ15件(29.4%)減少)が、暴力団は、伝統的な資金獲得活動に加え、各種事業活動への進出を活発化させて資金獲得活動を多様化・不透明化させていることから、これに対応して取締り活動の更なる徹底を図る必要性が認められるため、目標の達成が十分とは言い難い。</p>
	<p><b>業績指標</b>  組織的犯罪処罰法第10条(犯罪収益等隠匿)及び第11条(犯罪収益等收受)の積極的な適用を図る。  達成目標：  組織的犯罪処罰法第10条(犯罪収益等隠匿)及び第11条(犯罪収益等收受)の積極的な適用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  <b>効果の把握の結果：</b>  18年中のマネー・ローンダリング規定を適用した暴力団構成員等の検挙件数は53件と、17年に比べ5件(10.4%)増加しており、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p><b>業績指標</b>  暴力団対策法に基づき発出される暴力的要求行為等に係る中止命令及び再発防止命令の活用状況(発出件数等)  達成目標：  みかじめ料や用心棒料の要求等の暴力的要求行為等に係る行政命令の積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年  <b>効果の把握の結果：</b>  民事取引を装ったり、暴力団構成員以外の者を使ったりして不当要求を行うなど、不当要求行為が複雑、多様化しているが、これらに対する行政命令の効果的な活用事例がみられる。また、再発防止命令は、命令を受けた暴力団構成員等に対して幅広い効果があるところ、その件数は増加(128件。17年に比べ16件(14.3%)増加)しており、行政命令は効果的に活用されていると認められる。しかし、その一方で、中止命令件数が減少している(2,488件。17年に比べ180件(6.7%)減少)。これは、暴力団構成員の総数の減少や再発防止命令の積極的な発出の効果とも考えられるが、検挙活動や暴力団排除活動と連動して、行政命令を積極的に活用することにより、効果的な暴力団対策を徹底して行う必要があるため、目標の達成が十分とは言い難い。</p>
	<p><b>業績指標</b>  各種業や公共事業からの暴力団排除に係る活動状況(不許可又は許可取消件数等)  達成目標：  貸金業、建設業等における不許可又は許可取消処分等の積極的な活用を図る。  基準年：17年 達成年：18年</p>

	<p>効果の把握の結果： 業によって増減の状況が異なるが(貸金業は 19 件。17 年に比べ 22 件(53.7%)減少。建設業は 101 件。17 年に比べ 21 件(26.3%)増加。産業廃棄物処理業は 21 件。17 年に比べ 1 件(4.5%)減少)、効果的に暴力団を排除した事例がみられる。また、各種業に暴力団排除条項の導入当初に相当数の暴力団関係企業等の排除が行われ、その後は新規の許可申請時等において暴力団関係企業等の排除が行われている。</p> <p>また、公共工事からの暴力団排除については、国及び地方公共団体との間で暴力団排除のための制度の構築や要綱の整備が進んでいることから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策を推進するため、民間警備、保護対策用捜査支援資機材の整備について必要な経費を予算措置した。 (平成 20 年度予算：80 百万円 [ 新規 ] ) また、暴力団資金源対策を強化するために必要な経費を予算措置した。 (平成 20 年度予算：324 百万円[19 年度予算：252 百万円]) ・ F I U 機能強化等のための定員を要求</p>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成 15 年 12 月</p>	<p>第 4 - 1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進</p>
	<p>安全・安心なまちづくり全国展開プラン</p>	<p>平成 17 年 6 月</p>	<p>第 3 - 1 -</p>
	<p>第 161 回内閣総理大臣国会所信表明演説</p>	<p>平成 16 年 10 月 12 日</p>	<p>「暮らしの安心と安全」</p>
	<p>経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006</p>	<p>平成 18 年 7 月</p>	<p>第 4 章 - 4</p>

施策名	組織犯罪対策の推進 暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の推進		
施策の概要	依然として、市民社会の大きな脅威となっている暴力団等による事件の発生を予防し、発生した事件の検挙を推進することにより、市民の平穏な生活を確保する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 については、暴力団構成員等の検挙人員はほぼ横ばいで推移する中で、検挙件数が増加したことから、おおむね目標を達成したと認められる。また、業績指標 については、暴力団による対立抗争の発生はなく、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生件数も減少に転じたことから、目標は達成されたと認められる。  しかし、暴力団犯罪の潜在化が進んでおり、取締りを徹底することにより、その未然防止を一層図る必要がある。  業績指標 については暴力団組事務所の撤去件数が増加し暴力団の組織の維持に打撃を与えていることから、目標は達成されたと認められる。  これらのことから、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策はおおむね推進されたと認められるが、18年中は対立抗争の発生はなかったものの、暴力団の内紛に伴うけん銃発砲事件が発生しており、また、19年に入り、暴力団員によるけん銃発砲事件が相次いで発生するなど、依然として暴力団の存在が市民の安全への脅威と危険を及ぼしていることから、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策の一層の推進が求められている。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  暴力団構成員等に対する徹底したけん銃の摘発、各種事犯の取締りを強化するとともに、関係機関と連携した組織犯罪対策について幅広く推進する。</p>		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  暴力団による犯罪の取締り状況(検挙件数、検挙人員等)  達成目標：  暴力団に対する取締りを推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  検挙人員がほぼ横ばい(2万8,417人。17年に比べ1,209人(4.1%)減少)であるが、検挙件数は増加(5万7,557件。17年に比べ1,349件(2.4%)増加)したことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
	<p>業績指標  暴力団の対立抗争及び暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況(発生事件数、発生回数、銃器発砲事件数等)  達成目標：  対立抗争及び銃器発砲事件の発生を防止を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  対立抗争事件の発生はなく、また、暴力団構成員又は暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数も減少(36件。17年に比べ15件(29.4%)減少)したことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
	<p>業績指標  暴力団事務所撤去活動状況(事務所撤去件数等)  達成目標：  暴力団事務所撤去活動の積極的な展開を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  暴力団事務所の撤去件数が増加(200件。17年に比べ15件(8.1%)増加。)したほか、行政機関と連携した暴力団排除のための市民集会在各地で行われるなどしたことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、暴力団等の危険から市民社会を守るための施策を推進するため、民間警備、保護対策用捜査支援資機材の整備について必要な経費を予算措置した。  (平成20年度予算：80百万円[新規])  ・ 暴力団の存立基盤の弱体化を推進するための定員を要求</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4-1 組織犯罪対策、暴力団対策の推進
	安全・安心なまちづくり全国展開プラン	平成17年6月	第3-1-
	第161回内閣総理大臣国会所信表明演説	平成16年10月12日	「暮らしの安心と安全」

施策名	組織犯罪対策の推進 薬物対策の推進
施策の概要	我が国で乱用されている薬物のほとんどが海外から流入し、密売されていること及び薬物乱用は、乱用者の精神、身体をむしばむばかりでなく、幻覚、妄想等により凶悪な事件を引き起こすこともあり、社会の安全を脅かすものであることから、薬物の供給を遮断するとともに、その需要の根絶を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 業績指標は目標をおおむね達成し、業績指標は目標を達成したと認められるが、業績指標からまでについては、目標の達成が十分とは言い難い。特に、暴力団等犯罪組織の弱体化に向けた取締りや広報啓発活動を積極的に推進したものの、密輸・密売の方法が潜在化・巧妙化したことにより、コントロールド・デリバリーの実施件数の減少、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)第5条の適用件数及び第19条に基づく請求件数の減少が見られることから、捜査手法等の一層の活用等によりこうした潜在化・巧妙化する密輸・密売への対策を講じる必要があり、薬物対策の推進は十分とは言い難い。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 薬物犯罪組織に対する視察・内偵を強化するとともに、国内外の関係機関と連携した水際対策、暴力団対策部門や来日外国人犯罪対策部門と連携した取組みを強化する。 また、巧妙化する薬物密売組織による密輸・密売に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用、高度化及び捜査資機材の充実に努めるとともに、乱用薬物の拡大に対応した捜査・鑑定手法等の研究開発を図る。</p>
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果等】</b> 業績指標 覚せい剤、大麻及びMDMA等合成麻薬に係る密輸入事犯の検挙状況(押収量、検挙件数、コントロールド・デリバリー実施件数等) 達成目標: 密輸事犯の検挙を推進する。 基準年:17年 達成年:18年 効果の把握の結果: コントロールド・デリバリーの実施件数は減少(29件。17年に比べ13件(31.0%)減少)したものの、密輸事犯の検挙件数が増加(195件。17年に比べ10件(5.4%)増加)し、北朝鮮ルートでの覚せい剤密輸組織の摘発によりそのルートを遮断したほか、特に覚せい剤事犯において、密輸事犯に係る押収量が17年に比べ大幅に増加し、覚せい剤全押収量の大部分(136.4kg中116.3kg(85.3%))を占めるなど、密輸入事犯の検挙が推進されたことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 関係機関との連携状況(税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締関係機関との情報交換等) 達成目標: 関係機関との積極的な連携を推進する。 基準年:17年 達成年:18年 効果の把握の結果: 税関、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともにICPOを通じた照会や職員の派遣等により、外国の取締機関との情報交換を行い、関係機関との積極的な連携が推進されたことから、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標 暴力団構成員等(暴力団構成員及び準構成員)及びイラン人による覚せい剤事犯検挙状況(検挙人員等) 達成目標: 暴力団構成員等及びイラン人薬物密売組織の構成員に対する取締りを推進する。 基準年:17年 達成年:18年 効果の把握の結果: 覚せい剤事犯の全検挙人員(1万1,606人)に占める暴力団構成員等の割合が上昇(52.4%。17年に比べ1.1ポイント上昇)するなど、犯罪組織の壊滅・弱体化に向けた取締りが推進された面はあるものの、暴力団構成員等及び来日イラン人の覚せい剤事犯の検挙人員は減少(暴力団は6,076人。17年に比べ777人(11.3%)減少。イラン人は60人。17年に比べ28人(31.8%)減少)しているなど、目標の達成が十分とは言い難い。</p>
	<p>業績指標 麻薬特例法の適用状況(第5条(業として行う不法輸入等)、第6条(薬物犯罪収益等隠匿)及び第7条(薬物犯罪収益等收受)の適用件数、第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数)</p>

	<p>等)  達成目標：  厳正な科刑の獲得の追及及び薬物犯罪収益のはく奪を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  麻薬特例法第6条、7条の適用件数は増加(第6条は5件。17年に比べ2件(66.7%)増加。第7条は5件。17年に比べ3件(150.0%)増加)したものの、麻薬特例法第5条の適用件数及び第19条に基づく起訴前の没収保全命令の請求件数は減少(第5条は40件。17年に比べ7件(14.9%)減少。19条は3件。17年に比べ5件(62.5%)減少)し、目標の達成が十分とは言い難い。</p> <p>業績指標  薬物乱用者の検挙状況(覚せい剤、大麻、MDMA等合成麻薬事犯検挙人員)及び薬物乱用防止広報啓発活動の状況)  達成目標：  末端乱用者の検挙を推進し、薬物乱用防止広報啓発活動の積極的な展開を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  積極的な広報啓発活動や密輸の取締りの推進により薬物の供給の遮断に一定の成果が認められるものの、大麻事犯以外の末端乱用者の検挙人員が減少(覚せい剤は10,273人。17年に比べ1,781人(14.8%)減少。MDMAは248人。17年に比べ46人(15.6%)減少。大麻は1,694人。17年に比べ259人(18.0%)増加)したことにより、検挙人員の総数が大きく減少したことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、薬物再乱用防止モデル事業に要する経費を予算措置した。 (平成20年度予算：5百万円[19年度予算：2百万円]) ・新規違法薬物事犯の取締りを推進するための定員を要求		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4-2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

施策名	組織犯罪対策の推進 銃器対策の推進
施策の概要	我が国で犯罪に使用されている真正けん銃のほとんどは国外から密輸入されたものであること、暴力団等の犯罪組織がけん銃を組織的に管理していること及び銃器問題が市民の生命、身体の安全に直結する問題であることから、海外からのけん銃の流入及び国内におけるその拡散の阻止を図る。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 はおおむね達成し、業績指標 及び は達成されたと認められるが、けん銃等の押収が減少するなど重要な指標である業績指標 の達成が不十分であることや、業績指標 の密輸事犯の検挙は増加したものの低い水準であることから、銃器対策は十分に推進されたとはいえない。  銃器発砲事件の発生件数及びけん銃使用事件の認知件数が減少し、暴力団の対立抗争に起因するとみられる発砲事件は発生しなかったが、国内におけるけん銃の押収丁数が減少しており、これは、隠匿や密輸・密売の方法の潜在化・巧妙化が原因と考えられる。また、19年に入り、暴力団員によるけん銃発砲事件が相次いで発生するなど、依然として厳しい情勢にあることから、引き続き情報収集活動の強化と捜索・差押えの徹底、組織中枢にいる者の検挙に向けた突き上げ捜査の徹底等の対策を講ずる必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収や密輸・密売事件の摘発を更に徹底するとともに、国内外の関係機関との連携を推進する。  特に、政府の銃器対策推進本部や、関係省庁の担当者からなるプロジェクトチームを活用するなどして関係機関と連携した効果的な施策の検討を推進する。  また、潜在化・巧妙化する組織的なけん銃等の隠匿、密輸・密売事件に対処するため、通信傍受やコントロールド・デリバリーを始めとする捜査手法の効果的な活用を推進する。  さらに、けん銃情報受付ダイヤル「けん銃110番」の周知を図るなど、マスメディアやインターネット等様々な媒体を活用した広報啓発活動を推進し、国民に対して、けん銃摘発のための情報提供を促すための取組みを推進する。</p>
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  けん銃の押収状況(けん銃の押収丁数等)及び武器庫事件の検挙状況(武器庫事件の検挙件数等)  達成目標：  暴力団等の犯罪組織が組織的に管理するけん銃等の押収を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  けん銃の押収丁数が減少(458丁。17年に比べ31丁(6.3%)減少)、特に暴力団構成員等からの押収丁数が減少(204丁。17年に比べ39丁(16.0%)減少)し、武器庫事件に係る検挙件数及び押収丁数が減少(7件36丁。17年に比べ4件(36.4%)、20丁(35.7%)それぞれ減少)したことから、目標の達成が十分とはいえない。</p>
	<p>業績指標  けん銃及びけん銃部品の密輸入事件の摘発状況(密輸入事件の検挙件数、押収丁数等)  達成目標：  密輸事犯の検挙を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  密輸入事件の摘発件数及びけん銃の押収丁数が増加(4件12丁。17年に比べ2件、8丁それぞれ増加。)したことから、目標は達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標  関係機関との連携状況(税関、海上保安庁等関係機関との連絡会議、合同訓練の実施、海外の取締り関係機関との情報交換等)  達成目標：  関係機関との積極的な連携を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  都道府県警察において、税関や海上保安庁等と情報交換、合同訓練(27回。17年に比べ3件(12.5%)増加)や合同摘発(3件。17年に比べ1件(50.0%)増加)を実施するなど、国内の関係機関との連携に努めたほか、関係国の銃器取締り関係機関と緊密な情報交換や捜査協力を行ったことから、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>
	<p>業績指標  銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の実施状況  達成目標：  銃器犯罪根絶のための広報啓発活動の積極的な展開を図る。</p>

	基準年：17年      達成年：18年 効果の把握の結果： パンフレット等の作成、配布やインターネット上のポータルサイトを利用するなどした広報啓発活動を推進し、銃器犯罪の根絶等を広く国民に呼びかけるため、「第12回銃器犯罪根絶の集い・茨城大会」を開催したほか、民間ボランティア団体が主催する銃器犯罪根絶のためのラジオシンポジウムの後援を行うなどしたことから、目標は達成されたと認められる。		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、総合的な銃器対策を実行するために必要な経費を予算措置した。 （平成20年度予算：107百万円〔新規〕） ・ 銃器犯罪対策強化のための定員を要求		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成15年12月	第4-2 薬物乱用、銃器犯罪のない社会の実現

施策名	組織犯罪対策の推進		
施策の概要	来日外国人犯罪対策の推進		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>近年、国際的な犯罪組織によって敢行される各種の犯罪が多発していることから、これらの「国境を越える犯罪」に適切に対処するため、来日外国人犯罪対策を推進する。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 は、達成されたが、業績指標 は、達成が不十分な面も認められる。  しかし、外国人犯罪の検挙件数及び人員は前年より減少しているが、政府を挙げての取組みや、地域社会と連携した全国警察の犯罪抑止対策による相当な成果として、来日外国人による犯罪を含め、犯罪発生が減少したと考えられ、急増していた来日外国人犯罪の発生の抑止が図られたことの表れという点においては、来日外国人犯罪対策には、一定の成果があったと認められる。また、来日外国人特別法犯検挙人員は減少したものの、その内訳を見ると、出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)違反以外の特別法犯検挙人員は増加しているほか、同法第 65 条に基づき、同法違反で逮捕した後、入国警備官に引き渡した人員(注)も増加している。  以上のことから、来日外国人犯罪対策の推進は、おおむね達成されたと認められる。  しかしながら、国際組織犯罪の実態は時々刻々と変化するものであることから、今後とも引き続きその実態解明に努めるとともに、犯罪の質が悪化している状況も見られることから来日外国人犯罪の検挙を一層推進していく必要がある。  注：入管法第 65 条は、刑事訴訟法の特例として入管法第 70 条の罪(不法入国、不法残留、不法在留、資格外活動等)に係る被疑者を逮捕した場合で、収容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、被疑者を拘束したときから 48 時間以内に書類及び証拠物と共に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。同条に基づく入国警備官への引渡しについては、入管法違反の検挙件数には計上されない。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)  引き続き、国外の関係機関との外交ルートや I C P O ルートを通じた捜査協力を積極的に行うなどの国内外の関係機関との連携、検挙等を通じた国際犯罪組織の実態解明、来日外国人犯罪の検挙等の来日外国人犯罪対策を推進する。  また、来日外国人犯罪組織の実態解明・摘発の推進のための装備資機材の整備、捜査体制強化のための体制の確保等を行うなど、各種の施策を積極的に推進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  国内外の関係機関との連携状況(外交ルート及び I C P O ルートを通じた捜査共助の件数等)  達成目標：  国内外の関係機関との連携を推進する。  基準年：17 年 達成年：18 年  効果の把握の結果：  外交ルート及び I C P O ルートを通じて捜査共助を要請した件数は増加(513 件。17 年に比べ 14 件(2.8%)増加)し、外国から捜査共助を要請された件数も増加(1,218 件。17 年に比べ 332 件(37.5%)増加)、I C P O を通じた情報の発信・受信の数も増加(2 万 4,022 件。17 年に比べ 683 件(2.9%)増加)しており、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  国際犯罪組織の実態解明の状況及び来日外国人犯罪の検挙状況(検挙件数等)  達成目標：  国際犯罪組織の実態解明及び来日外国人犯罪の検挙を推進する。  基準年：17 年 達成年：18 年  効果の把握の結果：  捜査により国際犯罪組織の実態解明が推進されたものの、来日外国人犯罪全体の検挙件数及び検挙人員が減少(4 万 128 件、1 万 8,872 人。17 年に比べ 7,737 件(16.2%)、2,306 人(10.9%)、それぞれ減少)している。この件数の減少は、刑法犯認知件数の減少(205 万 850 件。17 年に比べ 21 万 8,443 件(9.6%)減少)に比べても大きいことから、目標の達成が十分とは言い難い。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、国際犯罪組織の実態解明や摘発を一層推進するため、従来からの「来日外国人集住地域対策」に加え、「中国人犯罪組織の壊滅」に向けた資機材に要する経費を予算措置した。  (平成 20 年度予算：60 百万円 [19 年度予算：24 百万円])</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国際組織犯罪対策のための機構を要求  機構要求：国際組織犯罪対策官</li> <li>国際組織犯罪の捜査体制強化等のための定員を要求</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪に強い社会の実現のための行動計画	平成 15 年 12 月	第 3 - 3 - 来日外国人犯罪の取締りと適切な刑事処分の推進 3 - 4 - 関係機関との連携強化

施策名	安全かつ快適な交通の確保～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けて～ 交通安全意識の向上		
施策の概要	交通事故を未然に防ぐためには、運転者及び歩行者が交通ルールを常に遵守することが必要であることから、国民の交通安全意識を高める。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 については課題がみられるものの、業績指標 及び はおおむね達成に向けて推移していることから、国民の交通安全意識を向上させるための施策は目標達成に向けておおむね推進されたと認められる。  一方で、業績指標 の運転席及び助手席におけるシートベルト着用者率が向上しているのに対して、後部座席のシートベルト着用者率は依然として低調であり、また、業績指標 のチャイルドシート使用者率については、横ばいで推移するなど、課題もみられることから、継続してシートベルト着用者率及びチャイルドシート使用者率向上のための施策を実施する必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  実施した施策については、一定の効果があつたと認められるが、後部座席のシートベルト着用者率が依然として低調であるなど課題もみられるため、広報啓発活動を推進するなどして、引き続き交通安全意識の向上のための取組みを強化していくこととする。  後部座席シートベルトの着用義務化については、法律の公布(19年6月)から1年以内に施行予定</p>		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  対象に応じた、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施回数及び実施内容  達成目標：  交通安全教育を継続的に実施するとともに効果的な教育方法の普及を促進する。  基準年：17年 達成年：22年  効果の把握の結果：  参加・体験・実践型の交通安全教育を中心に、全国で高齢者に対する交通安全教育が昨年並に約6万8,000回行われ、約305万7,000人が参加しており(17年は約6万6,000回。参加人員約312万2,000人)、また、各地で特色のあるものが行われていることから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
	<p>業績指標  シートベルトの着用者率  達成目標：  着用者率を向上させる。  基準年：17年 達成年：22年  効果の把握の結果：  18年中におけるシートベルトの着用者率は17年から向上し、89.1%となり、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
	<p>業績指標  チャイルドシートの使用者率  達成目標：  使用者率を向上させる。  基準年：17年 達成年：22年  効果の把握の結果：  18年におけるチャイルドシートの使用者率は17年からわずかに向上し、60.5%となったが、ほぼ横ばい状態で推移しており、目標達成に向けて課題がみられる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、実施した施策に効果を今後とも継続することとし、特に後部座席のシートベルトの着用促進、チャイルドシートの使用者率の更なる向上を図るため、関係機関・団体との連携による普及促進キャンペーン等の広報啓発活動を強化するとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育として、中・高校生に対する自転車の安全利用に関する教育モデル事業を実施するために必要な経費を予算措置した。  (平成20年度予算：10百万円[19年度予算：11百万円])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画(中央交通安全対策会議)	平成18年3月14日	第1部第1章第3節 - 2 <交通安全思想の普及徹底>

施策名	安全かつ快適な交通の確保～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けて～ 初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止		
施策の概要	初心運転者及び高齢運転者に係る交通事故率等の情勢は、依然として深刻であることから、これらの運転者に係る各種施策を充実させ、交通事故防止を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 及び 共におおむね達成に向けて推移していることから、初心運転者及び高齢運転者に係る施策の推進による交通事故防止に向けて効果が上がっていると認められる。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  実施した施策に効果があったと認められることから、引き続き初心運転者及び高齢運転者に係る施策を実施し、「交通安全対策推進プログラム」(18年4月策定)において掲げられた、70歳以上の高齢運転者による交通死亡事故を22年までに約1割以上抑止するという目標達成に向けた取組みを推進することとする。特に、調査研究や道路交通法の一部を改正する法律(平成19年法律第90号)のうち高齢運転者対策に係る部分(75歳以上の高齢運転者に対する免許更新時における認知機能検査の導入、自動車運転時の高齢運転者標識の表示義務付け等の規定。それぞれ規定により、1年又は2年以内に施行の予定)の施行後の状況を踏まえ、高齢者講習の充実等を図っていくこととする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  初心運転者に係る交通事故率  達成目標：  初心運転者に係る交通事故率を低下させる。  基準年：17年 達成年：22年  効果の把握の結果：  初心運転者に係る交通事故率は、普通自動車免許で1.6%、大型自動二輪免許で1.2%、普通自動二輪免許で1.4%(免許を取得した年はいずれも17年)といずれも減少し、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p> <p>業績指標  高齢運転者に係る交通死亡事故率  達成目標：  高齢運転者に係る交通死亡事故率を低下させる。  基準年：17年 達成年：22年  効果の把握の結果：  18年中における70歳以上高齢運転者による交通死亡事故件数は697件、70歳以上の免許保有者10万人当たりの死亡事故件数は12.2件と、いずれも減少し、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、高齢運転者に係る施策を更に推進するため、視野と安全運転に関する調査研究に必要な経費を予算措置した。 (平成20年度予算：12百万円[新規])		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第8次交通安全基本計画	平成18年3月14日	第1部第1章第3節 - 3 <安全運転の確保>(1)

施策名	安全かつ快適な交通の確保～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けて～ 交通秩序の確立		
施策の概要	厳しい交通情勢の下、交通事故を未然に防止するため、交通指導取締り等を通じた交通秩序の確立を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 については、悪質性・危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数は減少していることから、おおむね達成に向けて推移している。  業績指標 については、暴走族に関する 110 番通報件数、暴走族構成員数は減少していることから、おおむね達成に向けて推移している。  業務指標 については、交通事故鑑定専科等の教育・訓練が定期的に行われていることから、おおむね達成に向けて推移している。  業績指標 から までは、いずれも達成に向けて推移していることから、交通秩序を確立するための施策は目標達成に向けておおむね推進されたと認められる。  一方で、18 年中においても、6,352 人が交通事故により死亡しており、また、い集・走行回数が増加しているとともに、成人を中心とした「旧車會」と称するグループが集団暴走を行うなどしていることから、継続した対策が必要である。また、ち密で科学的な交通事故事件捜査を求める国民の声も踏まえ、交通事故捜査員の捜査能力の向上のため各種捜査研修を継続して実施する必要がある。</p> (評価の結果の政策への反映の方向性) 引き続き、飲酒運転等の悪質性・危険性の高い違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、暴走族の根絶に向けた対策の推進、交通事故事件捜査員の捜査能力の向上に努め、交通秩序の維持に関する取組みを推進することとする。		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b>  業績指標  悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数  達成目標：  悪質性、危険性の高い違反に起因する交通死亡事故件数を減少させる。  基準年：17 年 達成年：22 年  効果の把握の結果：  歩行者妨害等に起因する交通死亡事故は 16 件増加したものの、18 年中の飲酒運転及び無免許運転による交通死亡事故は、17 年に比べそれぞれ 96 件、40 件減少した。また、最高速度違反、信号無視及び指定場所一時不停止による交通死亡事故はそれぞれ 138 件、34 件、17 件減少した。したがって、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
	<p>業績指標  暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する 110 番通報件数  達成目標：  暴走族の構成員数、い集・走行回数及び暴走族に関する 110 番通報件数を減少させる。  基準年：17 年 達成年：22 年  効果の把握の結果：  18 年中の暴走族のい集・走行回数は、4,730 件と、17 年に比べ 161 回増加したものの、18 年現在の暴走族構成員数は 1 万 3,677 人と、17 年に比べ 1,409 人減少し、暴走族に関する 110 番通報件数は 6 万 5,520 件と、17 年に比べ 7,844 件減少したことから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
	<p>業績指標  交通事故鑑定専科等の教育・訓練の実施状況  達成目標：  交通事故事件捜査員の捜査技能の向上を図る。  基準年：17 年 達成年：22 年  効果の把握の結果：  都道府県警察の交通事故事件捜査員を対象として、衝突実験に基づく事故解析等を内容とする研修（交通事故鑑定専科）を 84 人に対して実施し、交通工学、自動車工学等の捜査の高度化に資するための専門的、科学的な知識を習得させたことから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、交通取締り等を通じた交通秩序の確立を図るため、中央処理装置付無人速度違反自動取締装置の増強整備及び整備に関する経費を予算措置した。  (平成 20 年度予算：183 百万円 [19 年度予算：238 百万円])  ・ 飲酒運転の根絶等に向けた交通指導取締りの強化のための定員を要求</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第 8 次交通安全基本計画	平成 18 年 3 月 14 日	第 1 部第 1 章第 3 節 - 5 <道路交通秩序の維持>

施策名	安全かつ快適な交通の確保～交通事故死者数 5,000 人以下という政府目標の実現に向けて～ 道路交通環境の整備
施策の概要	社会資本整備重点計画（平成 15 年 10 月 10 日閣議決定）に即して、交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を整備する。
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> （評価の結果） 18 年度末時点において、社会資本整備重点計画中の各指標の達成率（警察の交通安全施設等整備事業によるものに限る。）は約 7 割となっており、業績指標 から業績指標 までそれぞれおおむね達成に向けて推移していることから、道路交通環境の整備は推進されていると認められる。 （評価の結果の政策への反映の方向性） 実施した施策に効果があったと認められることから、19 年度までに社会資本整備重点計画に定められた重点目標を確実に達成するために、19 年度において、引き続き特定交通安全施設等整備事業を推進することとする。</p>
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> 業績指標 1 日当たりの平均利用者数が 5,000 人以上の旅客施設周辺等の主な信号機のバリアフリー化の割合 達成目標： 交通バリアフリー法の特定経路を構成する道路上における信号機のバリアフリー化率を約 8 割に向上させる。 基準年：14 年 達成年：19 年 効果の把握の結果： 信号機のバリアフリー化の割合は 18 年度末で約 69.8% となったことから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>
	<p>業績指標 道路交通における死傷事故率 達成目標： 死傷事故率を約 1 割削減させる。 <b>【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】</b> ・信号機の高度化等により死傷事故を約 4 万 4,000 件抑止 ・あんしん歩行エリアの整備（注 1）によりエリア内の死傷事故を約 2 割抑止 ・事故危険箇所対策（注 2）により対策実施箇所における死傷事故を約 3 割抑止 注 1：あんしん歩行エリアの整備：死傷事故発生割合の高い地区 796 箇所を指定の上、面的かつ総合的な事故抑止対策を実施 注 2：事故危険箇所対策：死傷事故発生率が高く、又は死傷事故が多発している交差点・単路 3,956 箇所を選定の上、集中的に交通安全施設等を整備 基準年：14 年 達成年：19 年 効果の把握の結果： 信号機の高度化等により、死傷事故は 18 年度末までに、年間当たり 3 万 3,000 件抑止されているものと推計されることから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>
	<p>業績指標 運輸部門における CO2 排出削減量 達成目標： CO2 排出量を約 4,530 万 t-CO2 削減させる。 <b>【交通安全施設等整備事業により達成すべき目標】</b> ・70 万 t-CO2 削減 基準年：14 年 達成年：19 年 効果の把握の結果： 信号機等の高度化等により、二酸化炭素の排出量は 18 年度末までに年間当たり約 48 万 t-CO2 抑止されているものと推計されることから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>
	<p>業績指標 信号制御の高度化により短縮される交差点等の通過時間 達成目標： 対策実施箇所において通過時間を約 1 割（3.2 億人時間 / 年）短縮させる。 基準年：14 年 達成年：19 年 効果の把握の結果： 信号制御の高度化により、対策実施箇所における交差点等の通過時間は、18 年度末までに約 2.3 億人時間 / 年短縮されているものと推計されることから、目標のおおむね達成に向けて推移していると認められる。</p>
政策評価の結果	評価の結果を踏まえ、道路交通環境の整備を推進するため、特定交通安全施設等整備事業に必要

の政策への反映 状況	な経費を予算措置した。 (平成 20 年度予算 : 23,342 百万円 [ 19 年度予算 : 15,365 百万円 ] )		
関係する施政方 針演説等内閣の 重要政策(主なも の)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	社会資本整備重点計画(閣議決 定)	平成 15 年 10 月 10 日	第 3 章 < 交通安全施設等整備事業 > 2 (1)、 (3)
	第 8 次交通安全基本計画	平成 18 年 3 月 14 日	第 1 部第 1 章第 3 節 - 1 < 道路交通環境の整備 >

施策名	国の公安の維持 重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置の推進		
施策の概要	13年の米国における同時多発テロ事件以降、無差別テロ事件が世界各地で発生するなど、依然としてテロ情勢が厳しいことから、重要施設の警戒警備、関係機関との連携、各種訓練による対処能力の充実強化等により、重大テロ事案の予防鎮圧を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>          (評価の結果)          業績指標、及びについて、目標が達成されていることから、重大テロ事案の予防鎮圧に向けた的確な警備措置は推進されたと認められる。          (評価の結果の政策への反映の方向性)          今後とも、情勢に応じた適時・適切な警戒警備、大規模警備等の実施、関係機関との連携強化及び各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。          また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標          治安警備及び警衛・警護の実施状況          達成目標：          重大テロ事案の未然防止を図る。          基準年：17年 達成年：18年          効果の把握の結果：          国内外の諸情勢を踏まえた警戒警備、警衛・警護警備を推進するとともに、重大テロ事案発生時に対処に当たる部隊の装備資機材や体制を整備して、その対処能力を充実強化するための措置をしたことにより、重大テロ事案の未然防止が図られたことから、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標          情報交換等関係機関との連携状況          達成目標：          関係機関との連携強化を推進する。          基準年：17年 達成年：18年          効果の把握の結果：          陸上自衛隊や海上保安庁との共同訓練を通じ、円滑かつ緊密な連携の構築を図った。また、国と地方公共団体が共同して実施する国民保護に係る訓練に参加し、関係機関との連携強化に努めた。したがって、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標          重大テロ事案の対処に係る各種訓練の実施状況          達成目標：          各種訓練を的確に実施する。          基準年：17年 達成年：18年          効果の把握の結果：          18年においても、関係機関との共同による国民保護(化学テロ対処等)図上訓練及び国民保護実動訓練等重大事案対処に係る各種訓練を的確に実施したことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、装備品の整備等、重大テロ事案等に対する的確な警備措置を推進するための経費を予算措置するとともに、所要の定員を要求 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年北海道洞爺湖サミット警戒警備等の実施に要する経費 (平成20年度予算：15,362百万円 [19年度予算：12,552百万円])</li> <li>重大テロ等対策用資機材の整備に要する経費 (平成20年度予算：91百万円 [19年度予算：59百万円])</li> <li>特殊部隊(SAT)の指導強化等のための定員を要求</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等  第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	年月日  平成17年1月21日	記載事項(抜粋)  テロの脅威が世界的に高まっている中、警察官が航空機に同乗するスカイマーシャルを導入するとともに、国際便の乗客名簿をもとに入国前に不審者を電子的に照合するシステムの運用を開始しました。本年4月からホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を徹底するなど、テロの防止対策を強化します。

施策名	国の公安の維持		
施策の概要	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>大規模自然災害等の重大事案発生に伴う被害の最小化を図るため、的確な警備措置を講ずる。</p> <p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標、及びについて、目標が達成されていることから、大規模自然災害等の重大事案への対処は的確に行われたと認められる。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  今後とも、情勢に応じた適時・適切な災害警備活動、関係機関との連携強化、各種訓練の徹底による的確な警備措置を推進する。  また、これら警備措置や事案対処に当たる部隊等の装備資機材や体制の充実強化を図り、その対処能力の更なる向上に努めることにより、国の公安の維持に万全を期する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  災害警備活動の実施状況  達成目標：  重大事案発生に伴う被害の最小化を図る。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  これまでの災害現場での活動状況を踏まえ、広域緊急援助隊等の自活能力を強化するための装備資機材等を整備するなどの措置を講じたほか、北海道における竜巻被害の際には、警察庁、管区警察、北海道警察が連携を図り、他管区の広域緊急援助隊を待機させるなど、重大事案発生に伴う被害の最小化を図る措置を講じていることから、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  情報交換等関係機関との連携状況  達成目標：  関係機関との連携強化を推進する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  各種災害の発生に際して、災害対策関係省庁連絡会議等の場を通じ、内閣官房、内閣府、消防庁等関係機関との間で緊密な連絡体制を確保し、情報の共有化を図るなど、関係機関との連携強化を推進していることから、目標は達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  重大事案対処に係る各種訓練の実施状況  達成目標：  各種訓練を的確に実施する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  災害の発生に際し、迅速的確な対処を行い被害の最小化を実現するため、各種災害を想定した広域緊急援助隊合同訓練を継続的に実施したことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、装備品の整備等、大規模自然災害に対する的確な警備措置を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模自然災害対策用資機材の整備に要する経費  (平成20年度予算：210百万円 [19年度予算：161百万円])</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	第162回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年1月21日	<p>昨年は、豪雨や台風による災害が多発するとともに、新潟県中越地震により甚大な被害を受け、(中略)国内の被災地が迅速に復旧事業に取り組めるよう、激甚災害指定を行い、補正予算を編成しました。1日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から十年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。</p>

施策名	国の公安の維持 警備犯罪取締りの推進		
施策の概要	<p>主要警備対象勢力(注1)による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りの推進を図る。</p> <p>注1：警備犯罪(国の公安又は利益に係る犯罪、警備実施に関連する犯罪、その他各種の社会運動に伴う犯罪)を行い、又は行うおそれのある主要な対象</p>		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 警備犯罪の検挙状況は17年とおおむね同じ水準であったが、主要警備対象勢力による警備犯罪の検挙を通じ、これら勢力の活動実態を解明するとともに、「テロ、ゲリラ」事件の未然防止が図られたことから、主要警備対象勢力による各種事案への的確な対処が行われたと認められる。</p> <p>また、入管法違反の送致件数及び送致人員は減少したものの、入管法第65条の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在対策の取組みが順調に推進されているなど、業績指標はおおむね達成され、業績指標は達成された。</p> <p>これらのことから、警備犯罪取締りはおおむね推進されたと認められる。しかし、主要警備対象勢力は、今後も引き続き違法行為を引き起こすおそれがあることから、これら勢力による各種事案に対する的確な対処、関係機関との連携強化等により、公安及び国益を害する犯罪の取締りを更に推進する必要がある。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性) 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」で定められた不法滞在者半減という政府目標の達成に向けて、入国管理局との合同摘発や集中取締りの積極的な実施、退去強制の効率化等を更に推進するとともに、関係機関との連携強化等により、更に公安及び国益を害する犯罪の取締りを推進する。</p>		
	<p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標 警備犯罪の検挙状況(検挙件数) 達成目標： 主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処する。 基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果： 警備犯罪の検挙件数が昨年と同水準で推移し、主要警備対象勢力の活動実態の把握も推進されている。</p> <p>また、入管法違反送致件数・人員は減少しているものの、入管法第65条(注2)の適用人員増加による退去強制の効率化等により、不法入国・不法滞在対策の取組みが順調に進むなど、主要警備対象勢力による各種事案に的確に対処した。したがって、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>注2：入管法第65条は、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪(不法残留罪等)の被疑者を逮捕した場合で、その者が他に罪を犯した嫌疑がないなど一定の条件を満たすときは、48時間以内に当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定している。したがって、入管法第65条の適用人員は、入管法違反送致人員に含まれない。</p>		
	<p>業績指標 入国管理局との合同摘発等関係機関との連携状況 達成目標： 関係機関との連携強化を推進する。 基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果： 18年中の法務省入国管理局との合同摘発人員は12,101人と、17年に比べ2,807人(30.2%)増加した。</p> <p>また、海上保安庁、法務省入国管理局、財務省関税局及び外国関係機関等と連携して、偽造旅券等行使による航空機や船舶利用による集団密航事件等に的確に対処している。したがって、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、資機材の整備、情報交換のための会議の開催等、情報収集・分析活動の強化を推進するための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テロリストの視察・追及に必要な情報収集用資機材の整備 (平成20年度予算：4百万円[19年度予算：22百万円])</li> </ul>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 犯罪に強い社会の実現のための行動計画	年月日 平成15年12月	記載事項(抜粋) 序-3-第三 不法滞在者を5年間で半減させる旨記載

<p>施策名</p>	<p>国の公安の維持</p>		
<p>施策の概要</p>	<p>情報収集・分析機能の強化</p>		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標及びは、共におおむね達成されていることから、情報収集・分析機能はおおむね強化されたと認められる。  しかしながら、深刻化する国際的なテロの情勢、活発化する対日有害活動、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等をめぐる状況を踏まえると、今後は、情報の質の向上にも指向して、情報収集・分析機能の強化を更に強力に推進する必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  情報収集・分析機能は態勢の面等において、一定の強化が図られたものの、今後はその質の面も含め、更にこれを強化する必要があるため、引き続き、情報収集・分析態勢の強化、国内外の関係機関との情報交換等の連携を図り、情報収集・分析機能の強化を強力に推進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  情報収集・分析のための態勢強化状況</p> <p>達成目標：  情報収集・分析態勢の強化を推進する。  基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果：  18年4月に拉致問題対策室を新設し、北朝鮮による日本人拉致容疑事案の全容解明に向けた取組みを強化した。また、18年度には、所要の増員措置等を講じ、各国治安情報機関との国内における情報交換の強化及び国際的なテロ情報の分析態勢の強化を推進した。したがって、目標はおおむね達成されたと認められる。</p> <p>業績指標  国内外の関係機関との情報交換等の連携状況</p> <p>達成目標：  関係機関との連携強化を推進する。  基準年：17年 達成年：18年</p> <p>効果の把握の結果：  外事情報部長によるハイレベルかつ緊密な情報交換等を行った結果、これまでカウンターパートでなかった機関からも新たに情報交換の申出を受けるなど、外国治安情報機関等との緊密な協力関係の構築等が図られた。  また、「大量破壊兵器の拡散に対する安全保障構想（PSI）」の国際会議や訓練にも積極的に参加した。したがって、目標はおおむね達成されたと認められる。</p>		
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、資機材の整備、情報交換のための会議の開催等、情報収集・分析活動の強化を推進するための経費を予算措置するとともに、所要の機構・定員を要求した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年北海道洞爺湖サミット警戒警備等の実施に要する経費  (平成20年度予算：15,362百万円 [19年度予算：12,552百万円])</li> <li>テロリストの視察・追及に必要な情報収集用資機材の整備  (平成20年度予算：4百万円 [19年度予算：22百万円])</li> <li>外国治安情報機関等との情報交換等のための各種会議の開催  (平成20年度予算：16百万円 [19年度予算：14百万円])</li> <li>外国治安情報機関との計画的・戦略的な情報交換を展開するための機構を要求  機構要求：外事調整指導官</li> <li>情報機能強化等による国際テロ対策等のための定員を要求</li> </ul>		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第162回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成17年1月21日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>テロの脅威が世界的に高まっている中、警察官が航空機に同乗するスカイマーシャルを導入するとともに、国際便の乗客名簿をもとに入国前に不審者を電子的に照合するシステムの運用を開始しました。本年4月からホテル業者による外国人宿泊客の本人確認を徹底するなど、テロの防止対策を強化します。</p>

施策名	犯罪被害者等の支援		
	犯罪被害給付制度の充実		
施策の概要	故意の犯罪行為により不慮の死亡又は重障害等の重大な被害を受けたにもかかわらず、損害賠償等の救済を受けられない被害者の犯罪被害を早期に軽減するため、犯罪被害給付制度の充実を図る。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(評価の結果)</p> <p>業績指標 は、目標を達成したことから犯罪被害給付制度は充実されたと認められる。</p> <p>(評価の結果の政策への反映の方向性)</p> <p>引き続き犯罪被害給付制度の適切な運用に努める。</p>		
	<p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <p>業績指標</p> <p>犯罪被害給付制度の運用状況(申請に係る被害者数、支給被害者数、不支給被害者数、裁定・決定金額、政令・規則改正に伴う重傷病給付金の支給範囲の拡大及び親族間犯罪の被害に係る支給緩和の被害者数、裁定・決定金額等)</p> <p>達成目標:</p> <p>犯罪被害給付制度の適切な運用を図る。</p> <p>基準年: 17年 達成年: 18年</p> <p>効果の把握の結果:</p> <p>18年4月1日に施行された政令・規則改正が適切に運用され、申請に係る被害者数及び裁定金額が増加(532人、12億6,400万円。17年に比べ66人、2,500万円、それぞれ増加)したことから、目標は達成されたと認められる。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果及び犯罪被害者等基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」等の「最終とりまとめ」を踏まえ、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会へ提出するとともに、犯罪被害給付制度の充実のための経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪被害給付金</li> </ul> <p>(平成20年度予算: 2,136百万円 [19年度予算: 1,475百万円])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	犯罪被害者等基本計画(閣議決定)	平成17年12月17日	
	第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成18年1月20日	犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援します。

施策名	犯罪被害者等の支援 被害者支援のための環境整備の推進		
施策の概要	犯罪被害者等は、犯罪による直接的被害だけでなく、精神的苦痛や経済的損害等の二次的被害を被っており、様々な場面で支援を必要としていることから、犯罪被害者等に対する経済的・精神的支援等のきめ細かな被害者支援を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 業績指標 から までについては、目標を達成したことから、被害者支援のための環境整備は推進されたと認められる。 (評価の結果の政策への反映の方向性) 今後とも、被害者支援のための環境整備を推進し、犯罪被害者等の支援の充実を図る。		
	<b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b> <b>業績指標</b> 指定被害者支援要員制度の運用状況 <b>達成目標：</b> 指定被害者支援要員制度の適切な運用を図る。 基準年：17年 達成年：18年 <b>効果の把握の結果：</b> 18年中の指定被害者支援要員数及び運用件数は共に増加（2万4,886人、3万2,563件。17年に比べ1,133人、879件、それぞれ増加）したことから、目標は達成されたと認められる。		
	<b>業績指標</b> 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給状況 <b>達成目標：</b> 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の適切な運用を図る。 基準年：17年 達成年：18年 <b>効果の把握の結果：</b> 18年中の診断書料、初診料及び検案書料の支給件数が、いずれも増加（3,599件、2,550件及び304件。17年に比べ232件、360件及び94件、それぞれ増加）したことから、目標は達成されたと認められる。		
	<b>業績指標</b> 被害者対策用車両等の二次的被害を回避・軽減するための環境整備状況 <b>達成目標：</b> 二次的被害を回避・軽減するための環境整備を図る。 基準年：17年 達成年：18年 <b>効果の把握の結果：</b> 被害者対策用車両及び被害者用事情聴取室の整備が推進（405台及び137室。17年に比べ33台、4室、それぞれ増加。）されたことから、目標は達成されたと認められる。		
	<b>業績指標</b> 関係機関・団体との連携状況（民間被害者支援団体の設立数及び相談受理件数、犯罪被害者等早期援助団体の指定数並びに警察からの情報提供件数） <b>達成目標：</b> それぞれの指標について前年よりも増加させる。 基準年：17年 達成年：18年 <b>効果の把握の結果：</b> 民間被害者支援団体の設立数及び相談受理件数並びに警察からの情報提供件数は、いずれも増加（設立数は42団体。17年に比べ2団体増加。相談受理件数は1万5,032件。17年に比べ1,508件（11.1%）増加。情報提供件数は315件。17年に比べ156件（98.1%）増加）し、犯罪被害者等早期援助団体の指定数は、前年と同数（9団体）であったことから、目標はおおむね達成されたと認められる。		
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果及び犯罪被害者等基本計画に基づく「経済的支援に関する検討会」等の「最終とりまとめ」を踏まえ、「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会へ提出するとともに、被害者支援のための環境整備の推進のための経費を予算措置した。 ・ 身体犯被害者に対する診断書料、初診料等の支給 （平成20年度予算：43百万円 [19年度予算：43百万円]） ・ 被害者対策車両の整備 （平成20年度予算：115百万円 [19年度予算：115百万円]）		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪被害者等基本計画（閣議決定）第164回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成17年12月17日 平成18年1月20日	犯罪被害者や遺族が一日も早く立ち直り安心して生活できるよう支援します。

<p>施策名</p>	<p>情報セキュリティの確保 サイバー犯罪、サイバーテロ対策の推進</p>
<p>施策の概要</p>	<p>国民が高度情報通信ネットワークを安心して利用することができるようにするため、コンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、情報セキュリティを確保する。</p>
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p><b>【評価結果の概要】</b> (評価の結果) 業績指標 及び は、共に達成されており、また業績指標 についても、ほぼ達成されていることから、サイバー犯罪、サイバーテロ対策はおおむね推進されたと認められる。 しかしながら、サイバー犯罪は年々増加し、サイバー犯罪等に関する相談の受理件数は依然として高い水準にある。また、犯罪に悪用されている技術の高度化・複雑化や電磁的記録媒体の多様化・大容量化が進んでいる。また、納税手続を始めとした各種行政手続、レセプトの提出・受領等のオンライン化等、社会においてインターネットが利用される領域が拡大してきており、今後更にインターネット社会の加速度的発展が想定されるところ、これらの発展に伴う様々なリスクに、これまで以上に迅速かつ的確に対応するため、サイバー犯罪対策を更に強力に推進する必要がある。 さらに、サイバーテロ対策については、各都道府県警察の取組みに格差がみられることや、重要インフラへの情報通信技術の浸透、サイバー攻撃の手段の高度化等を踏まえ、取組みを更に強力に推進する必要がある。 (評価の結果の政策への反映の方向性) ITの発展に伴って情報セキュリティに対する脅威が増大する中、更なるコンピュータ・ネットワーク上の治安維持を図り、国民が高度情報通信ネットワークをより安心して利用することができるようにするため、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を更に強力に推進する。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標 サイバー犯罪の検挙件数 達成目標： サイバー犯罪の検挙件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中のサイバー犯罪の検挙件数は4,425件と、17年に比べ1,264件(40.0%)増加しており、目標を達成した。</p> <p>業績指標 技術支援件数 達成目標： 技術支援件数を前年よりも増加させる。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中の技術支援件数は1万5,003件と、17年に比べ4,002件(36.4%)増加しており、目標を達成した。</p> <p>業績指標 サイバーテロ対策セミナー又は訓練の実施 達成目標： 全都道府県でサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施する。 基準年：17年 達成年：18年 効果の把握の結果： 18年中にサイバーテロ対策セミナー又は訓練を実施した都道府県は、17年に比べ12県増加の45都道府県(約96%)であるほか、18年中の実施回数も182回と、17年に比べ98回(116.7%)増加しており、目標はほぼ達成されたと認められる。</p>
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き捜査体制の整備、警察職員に対する研修、情報技術解析用資機材の充実・強化、フィルタリングの普及に向けた広報啓発活動、サイバーセキュリティ・カレッジの開催、重要インフラ事業者等への個別訪問、諸外国の関係機関との連携等のサイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進することとした。 評価の結果を踏まえ、サイバー犯罪、サイバーテロ対策を推進するための経費を予算措置した。 ・ 「インターネット・ホットラインセンター」の体制の強化 (平成20年度予算：121百万円[19年度予算：96百万円]) ・ デジタルフォレンジック用資機材(情報技術解析用資機材)の増強 (平成20年度予算：46百万円[19年度予算：178百万円]) ・ サイバーテロ対策の底上げ及びサイバーテロに迅速・的確に対応するための体制の強化 (平成20年度予算：38百万円[19年度予算：38百万円]) 携帯電話の解析能力強化のための定員を要求した。 「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案」を第169回通常国会へ提出した。</p>

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	I T 新改革戦略( I T 戦略本部)	平成 18 年 1 月 19 日	2 . ( 2 ) 安心して I T を使える環境の整備

施策名	ITを活用した国民の利便性・サービスの向上 警察行政の電子化の推進		
施策の概要	国民の利便性・サービスの向上を図る必要性があることから、警察庁電子政府構築計画の一環として、警察行政の電子化を推進する。		
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p><b>【評価結果の概要】</b>  (評価の結果)  業績指標 から までは、すべて達成された。  これらのことから、警察行政の電子化は推進されたと認められるが、更に警察行政の電子化を推進するためには、環境を維持するとともに、引き続きオンライン利用の促進に努める必要がある。  (評価の結果の政策への反映の方向性)  引き続き、国民の利便性・サービスの向上を図るべく、オンライン利用の促進のための環境整備に努めることとする。また、19年3月には、オンラインによる申請・届出等窓口が、e-Gov に統一されたところであり、変更となった窓口への案内を含め、警察庁の電子申請届出システムの適切な運用に努めることとする。</p> <p><b>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</b></p> <p>業績指標  国の警察機関が行う申請・届出等手続のオンライン化率  達成目標：  100%を継続する。  基準年：16年 達成年：18年  効果の把握の結果：  オンライン化可能な手続に占めるオンライン化された手続の割合は、15年度には75%であったが、16年度中に、残る手続すべてについてオンライン化を実現し、100%を達成後、17年度及び18年度において100%を継続したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標  歳入金(手数料)の納付手続のオンライン化状況  達成目標：  インターネットを利用した歳入金納付手続を実施する。  基準年：17年 達成年：18年  効果の把握の結果：  歳入金(手数料)の納付手続については、オンライン化に向け関係システムの整備を行い、18年6月より運用を開始したことから、目標を達成した。</p> <p>業績指標  オンライン申請・届出等手続の対象システムにおける実質的な稼働率  達成目標：  100%を継続する。  基準年：16年 達成年：18年  効果の把握の結果：  メンテナンス等、事前に予定された運用停止を除く実質的な稼働率は、16年度に100%を達成後、17年度及び18年度において100%を継続したことから、目標を達成した。</p>		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>評価の結果を踏まえ、引き続き、国民の利便性・サービスの向上を図るべく、オンライン利用の促進のための環境整備に努めるとともに、歳入金電子納付システム等の円滑な運営を維持するために必要な経費を予算措置した。  (平成20年度予算：10百万円 [19年度予算：11百万円])</p>		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	e-Japan重点計画	平成13年3月	5.行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用推進

( 2 ) 事業評価

政策の名称	留置施設の整備と留置業務の効率化
政策評価の結果の概要	<p>1 留置施設の整備 留置施設の整備の推進により収容基準人員の増強が図られており、収容状況はいくらかの改善がみられものの、依然として収容率は、70%を超えており、過剰収容状況であることには変わらない。 引き続き留置施設の整備を推進するとともに、拘置所等の刑事施設への早期移送の促進を要請するなどの対策も併せて講じていく必要がある。</p> <p>2 留置業務の効率化 護送車両の購入費用を上回る効果が発生しており、効率性が認められる。 引き続き必要な整備を推進していく必要がある。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	過剰収容解消のため、引き続き、留置施設の整備、刑事施設への早期移送の要請を推進することとした。 集中護送制度の実施を引き続き推進することとした。

政策の名称	新たな駐車対策法制の導入
政策評価の結果の概要	<p>効能性 責任追及の確実な実施による「逃げ得」の防止と違法駐車抑止のための必要な体制の確保による執行力強化により、違法駐車台数が減少</p> <p>有効性 違法駐車台数の減少により、交通渋滞や駐車車両による交通事故が減少するなど、安全で円滑な道路交通社会の実現に寄与する有効な政策であったと評価</p> <p>効率性 少ない警察力で駐車規制の実効性を高めることを可能とした効率的な政策であったと評価</p> <p>結果 以上のとおり、新たな駐車対策の導入は、効能性、有効性及び効率性が認められ、良好な駐車秩序の確立と警察力の合理化に寄与するものであったと評価される。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、放置違反金制度の効果的・効率的な運用を継続するとともに、地域住民、関係団体等の要望意見等を確実に集約し、駐車実態の把握及び分析を行った上で、駐車規制及び駐車許可制度の運用の見直し、放置駐車違反の取締り活動ガイドラインの改定等を行った。

( 3 ) 総合評価

政策の名称	緊急治安対策プログラムの推進
政策評価の結果の概要	平成 14 年に戦後最多の約 285 万件に達した刑法犯認知件数は、「緊急治安対策プログラム」を策定し、これに基づく取組みを開始した 15 年以降 4 年連続で減少して、18 年には 205 万 850 件となったほか、13 年に約 166 万件に達した主な街頭犯罪の認知件数は 18 年には 94 万 3,614 件に、15 年には約 38 万件に達した主な侵入犯罪の認知件数は 18 年には 23 万 8,389 件にまでそれぞれ減少するなど、同プログラムの犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛けるという目標については、ある程度の成果が現れていると評価することができる。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、今後とも、都道府県警察と共にこれまで進めてきた対策を強化するとともに、残された課題の分析及びその対策の検討を進め、関係機関・団体や国民とも連携して、真の治安再生に向けた取組みを強力に推進することとする。

( 4 ) 過年度評価

政策の名称	街頭犯罪・侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策の推進
政策評価の結果の概要	街頭犯罪・侵入犯罪の増勢に歯止めを掛け、発生を抑止するという所期の目的は相当程度に達成。 ただし、体感治安については、改善の兆しはあるものの、いまだ厳しい状況にあり、国民は、対策の継続を望んでいる。 今後は、3年間の経験を踏まえた諸対策の発展を図りつつ、様々な視点から新しい課題に取り組むことが必要。
政策評価の結果の政策への反映状況	評価の結果を踏まえ、継続して総合対策を推進するための経費を予算措置 ・ 子どもを守る防犯ボランティア支援のための施策 （平成 20 年度予算：192 百万円 [ 19 年度予算：155 百万円 ] ） ・ 街頭緊急通報システム等の整備 （平成 20 年度予算：101 百万円 [ 19 年度予算：178 百万円 ] ）